

役員報酬規程

特定非営利活動法人ポケットサポート

(総則)

第一条 特定非営利活動法人ポケットサポート(以下、当法人という)の役員報酬については、この規程の定めるところによる。
役員報酬に該当する役員は、代表理事のみとする。

(報酬基準・報酬額の決定)

第二条 役員報酬は年俸制とし、当法人全体の運営管理に関する職務遂行状況を勘案する。
2. 職員の給与水準と同等となるよう、当法人の職員1人当たりにおける年間給与額の最高額に3分の1を加算した額を上限とする。
3. 年度末の理事会にて代表理事を除いた理事で協議を行い、年額を決定する。

(報酬の支払い方法)

第三条 報酬は、年額を12カ月で割った月額を翌月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、繰り上げて支給する。
2. 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残金を原則として本人指定の銀行口座に振り込む。

(退任者等の報酬)

第四条 役員が退任もしくは解任された、または死亡したときは当該日から7日以内に当該月支給額を日割り計算により計算した額を本人または遺族に支給する。

(新任者の報酬)

第五条 月の途中において役員に選任されたときの当該月の支給額は一か月を30日とする日割り計算により起算日から計算した額とする。
2. 前項における起算日は理事会での選任日とする。

(端数の処理)

第六条 この規定により計算した額に1円未満の端数があるときはその額を切り捨てるものとする。

(旅費交通費)

第七条 出張などの旅費については、従業員と同じく旅費規程によるものとする。

付則

この規程は平成 30 年 3 月 18 日の理事会で承認され、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 12 月 12 日の理事会で改訂および承認され、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。